

平成22年第4回竜王町議会定例会（第1号）

平成22年12月7日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（1日目）

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議第74号 竜王町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議第75号 竜王町公民館設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議第76号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第77号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第78号 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第79号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議第80号 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例 |
| 日程第10 | 議第81号 竜王町老人憩の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議第82号 竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議第83号 平成22年度竜王町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議第84号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議第85号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議第86号 平成22年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議第87号 平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議第88号 平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議第89号 平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号） |

開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成22年第4回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

師走月に入り、寒さと慌しさが加わってまいりました昨今ですが、議員の皆様には、ご健勝にて日夜を問わず議会の諸活動にご専念をいただき、心より敬意を表します。また、平素は町行政全般にわたりまして格別のご指導、ご鞭撻を賜わり、ありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中をご出席くださいます、誠にありがとうございます。12月21日までの会期となっておりますが、この間何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、このところの日本の経済であります。先筋の動向が読みにくく、不透明感が否めない状況が続いております。町内の企業にありましても、概ね同様のことが言えるのではないかと見られますが、この後の推移につきましては、日本経済の動向と世界的な動きを重ね合わせて、しっかり見定めていかねばならないと考えているところであります。

一方、民主党の政権が誕生して1年4ヶ月経過しましたが、国民が新政権に寄せた期待に応えるというにはほど遠く、最近の内閣支持率は急落しているような実態であります。テレビの国会審議場面を見ておられます、民主党が提唱する「国民生活が第一」のキャッチフレーズに沿った論議とはかけ離れたやり取りの放送が目に入りました。円高傾向、景気の停滞、TPPの問題、沖縄基地問題等々、まさに日本は内憂外患の難問山積の時にあることは誰の目にも明らかなことであり、一日も早い政局の安定と、国民の不安を払拭する方向へ政府首脳のリリーディングを発揮してもらいたいと願っているところであります。

私は、かかる情勢下、「自分たちの住んでいるところは自分たちでしっかり守っていくんだ」ということが、最も重要なまちづくり方針になると改めて強く認識いたしており、1万3,200人の町の皆さんが健康で楽しく、自分の人生の質を少しでも高めていただけるように、行政としてなすべきことは何であるのか

を常に行政経営の基本と考えており、これからのまちづくりの歩みにも、しっかりと浸透させていきたいと考えているところでございます。

さて、この機会を頂戴しまして、9月の第3回定例会以降の町の動きにつきまして、かいつまんでご報告申し上げたいと存じます。

まず、総務政策部門でございますが、1点目、10月1日を基準日とする国勢調査については、すべての世帯様にご協力いただき、各地区調査員さん・指導員さんのご尽力により、全国的には混乱されている中、無事に滋賀県の審査を終えさせていただきました。

2点目、「自治会の健康診断」に伴う地域ヒアリングを、10月中旬から各自自治会にお伺い実施させていただいており、年内には32自治会すべてを終了する予定であります。

3点目、町の第五次総合計画については、11月下旬よりパブリックコメントを頂戴しておりまして、基本構想策定も大詰めを迎えてまいりました。

4点目、財政健全化に伴う事業見直しを審査いただく「行財政改革推進委員会」を、11月25日に設置をさせていただきました。

5点目、企業誘致関係では、11月上旬ですが、株式会社雪国まいたけの大平社長に対して、工場の稼働や雇用確保など、直接に要請をいたしてきております。

6点目、交通安全の啓発について、近江八幡署管内の死亡事故の著しい増加に対して、啓発パトロールや全戸への注意喚起など、最大限の対策を講じたところであります。

次に、住民福祉部門でございますが、1点目、町税等の滞納対策の強化として、10月1日から滋賀県と市町職員の合同チームによる共同徴収チームを配置し、その滞納整理業務を進めております。

2点目、民生委員児童委員さんにおかれましては、このたび任期満了を迎えられ、12月1日から改めて民生委員児童委員33名、主任児童委員2名にご就任いただいたところでございます。

次に、産業建設部門でございますが、1点目、三井アウトレットパーク滋賀竜王では、土産土法にもつながり地元農産物をアピールする「竜王まるしえ」が9月下旬よりスタートしております。

2点目、また、竜王インターチェンジ周辺交通対策については、関係機関と会議を開催いたし、心配される年末年始をはじめ繁忙時期における対応方策を整えさせていただきました。

3点目、道の駅かがみの里のマスコットキャラクターである「近江うし丸」も9月に誕生し、秋の各種イベントへの参加など、町の観光PRに一役を買ってもらっております。

次に、教育委員会でございますが、1点目、9月28日から10月6日にかけて、スーセーマリー市の友好使節団9名の方が来町され、ホームステイに協力いただきながら、中学生をはじめ様々な交流を深めていただきました。

2点目、10月10日には、2年ぶりの開催となった町民運動会（ドラゴンピック2010）では、全自治会からのたくさんの方のご参加に、地域の力強さを体感いたしました。

3点目、10月23日・24日には、第54回滋賀県人権教育研究大会（蒲生大会）が開催され、3,000名近くの参加をいただきました。特に、現地実行委員会事務局として竜王町教育委員会が担当させていただき、盛会に終了させていただきました。

次に、関係各種機関への要望・要請についてですが、「交番所設置の要望」を滋賀県警察本部へ、「日野川改修事業の促進要望」を滋賀県ならびに近畿地方整備局へ、「野洲・湖南・竜王広域交通ネットワークの要望」を滋賀県へ、「県の新年度予算や施策への要望」を滋賀県へ、関係団体・近隣自治体とともに実施してまいりました。

以上、この間の主な動きを申し上げましたが、本町にありましては、既に平成23年度予算編成の作業に入っておりますが、平成22年度は超緊縮予算にて住民の皆様にご辛抱いただく中で、ご理解とご協力を頂戴いたしながら予算執行にあたってまいったものでございます。

今年度の町税収入状況も、昨年期と比較して幾分かは改善に転じたものの、下支えとなるほどの額でなく、竜王町は過去の社会資本整備に関する投資が大きく、年間6億ないし7億円に及ぶ公債費の占めるウエイトが財政規模の縮小する中で拡大し、本町財政の硬直化へ影響していることは、議員各位もご高承のとおりであります。

こういった町財政の実態から、新年度予算編成においても緊縮予算といたさねばなりません。この2年間、スリム化に向けた取り組みを進めることが、私は次なる竜王町の飛躍に必ずやつながってまいると確信をいたしているところでもあります。改革を継続することで、税金の大切さ、また、執行にあたって持つべき行政としての責任感、そして、改革の中に竜王町の将来に向かうべき方

向性があるということ、町の皆様にご理解いただけるものと思っています。

さて、このところの景気低迷で雇用不安が社会問題になっておりますが、本町では三井アウトレットパーク滋賀竜王の盛業とともに1,625名の雇用が生まれ、町内からも100名の方がお勤めになっております。また、近々操業を開始される雪国まいたけ竜王工場においても求人募集で70名、役場前商業施設開店で百数十名の雇用が予定されます。このような社会状況下にあつて、町としても感謝いたさねばならないことでもあります。

さらに、三井アウトレットパーク滋賀竜王で町内産のお菓子等の販売が伸び、間接的な雇用の創出にもなっております。また、雪国まいたけ竜王工場では、カット野菜用に大量の野菜を調達されるため、地元から野菜を仕入れたいとの意向であり、地元農業にとって心強いものが感じられます。これらの町内新企業の立地により町の税収増が図れることは、感謝の一言でございます。

いずれにいたしましても、平成22年・23年を財政健全化への重点取り組み年度とし、町の身の丈をしっかりと見極めるべく、鋭意、行財政改革に傾注いたしますが、議員の皆様にも内容を精査していただき、適切なるご意見、ご指導を賜りたいと考えているところでございます。

さて、平成23年度からいよいよ第五次竜王町総合計画に基づくまちづくりがスタートいたします。町の皆さんにとって身近な、そして確かな明日の竜王町を肌で感じ取っていただけるような内容にいたさねばならないと思っています。

先般来、議員の各位からもご意見をいただいておりますが、第五次竜王町総合計画では人口に視点を置き、たくましく竜王町になるために、「手元に不可欠の冊子」、すなわち本棚に置かれたままでなく、いつも手元に携えていただけるような冊子を目指しているものであります。現在、その基本構想につきましては、人口減少をくい止めることに焦点を当てる方向で、最終的とりまとめ段階となっております。今後は議員の皆様方にもご審議を賜ることとなりますので、よろしくお願ひ申し上げるところでございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、本定例会会期中、議員各位には格段のご指導、ご叱正をひとえにお願ひ申し上げる次第でございます。

なお、本定例会では、保育料・使用料の見直し等の条例改正に關しましての案件が9件、補正予算に關しましての案件が7件、合計16件の案件の提出と、第五次総合計画にかかる追加案件を上程させていただきます。何とぞ慎重なるご審議を賜わり、お認めを賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせ

ていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（寺島健一） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番 菱田三男議員、8番 若井敏子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思ひますので、ご協力のほどをお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第74号 竜王町税条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第75号 竜王町公民館設置条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第76号 竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第77号 竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例

日程第 7 議第78号 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 8 議第79号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例等の一部を改正する条例

日程第 9 議第80号 竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例

- 日程第 10 議第 81 号 竜王町老人憩の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 11 議第 82 号 竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議第 83 号 平成 22 年度竜王町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議第 84 号 平成 22 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議第 85 号 平成 22 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議第 86 号 平成 22 年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議第 87 号 平成 22 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議第 88 号 平成 22 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議第 89 号 平成 22 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 74 号から日程第 18 議第 89 号までの 16 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 74 号から議第 89 号までの 16 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

議第 74 号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町税条例第 54 条に規定しています「固定資産税の納税義務者等」について一部改正を行い、地方税法第 343 条第 9 項に規定する「特定附帯設備」のうち家屋に属する部分は、家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができるよう改正を行うものでございます。

なお、この改正の適用については、平成 22 年 1 月 2 日以後に取り付けられた特定附帯設備に対して課する平成 23 年度以後の固定資産税について適用するものでございます。

次に、議第 75 号、竜王町公民館設置条例の一部を改正する条例につきましては、昭和 50 年 4 月 1 日に同地に開館いたしました竜王町公民館について、まちづくり交付金事業を活用して、隣接する商業施設の開業に合わせてコンバージョンすることを契機に、1 階は世代間交流と情報発信、2 階は竜王町のまちづくり活動の拠点として、また、3 階は竜王町ふれあい相談発達支援センターとしての

機能を位置づけることに伴い、公民館の施設およびその機能が大きく変わることにより、条例の一部を改正させていただくものでございます。

今般の改正におきましては、従前は「竜王町公民館設置条例」と「公民館使用条例」という2つの条例により規定しておりましたが、他の公の施設との整合性を保つことを踏まえ、「竜王町公民館設置条例」について、「竜王町公民館の設置および管理に関する条例」として名称も含めて大幅な一部改正を行いつつ、併せて、付則第4項により従前の「公民館使用条例」について廃止させていただくものです。

改正の主な内容といたしましては、公民館をより有効に利用していただくため、年末年始を「休館日」として設定し、これを除く期間について年中無休とすることと併せて、使用料について効率的な施設利用が図られるよう、利用区分について「時間帯」から「時間ごと」へと見直しました。

また、財政健全化に向けた取り組みの確実な推進において、「使用料金」についても共有スペースを除き一部有料化させていただく中においても、次代を担う子どもたちの育成支援の観点から、18歳以下の使用にあたっては無料とする措置を併せて講じる等、新しく生まれ変わる公民館として、条例の一部改正を提案させていただくものであります。

なお、これらの使用料の改正案につきましては、他の案件と同様に、公共料金等審査委員会にお諮りしていますことを申し添えさせていただきます。

また、本改正によりまして法律による設置義務が必要でなくなった公民館運営審議会を社会教育委員と統合廃止することに伴い、付則第3項において、竜王町特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例につきましても、併せて一部を改正させていただくものです。

さらに、増改築後の公民館の開館が平成23年3月と年度途中でありますことから、経過措置について付則で定めをさせていただいております。

次に、議第76号、竜王町立武道交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設は本年4月に供用を開始したところではありますが、公民館をはじめとするその他の公の施設について、使用料を総合的な判断のもとで見直しを行います中、利用実態を踏まえつつ、今般、武道交流会館につきましても、本条例の一部を改正させていただくものであります。

改正の主な内容といたしましては、現行の条例では18歳以下の使用料を2分の1としておりましたが、他の施設と均衡をはかるべく、18歳以下は無料

に、障がい者および65歳以上を2分の1とする使用料の定めをさせていただくものであります。

さらに、施設の利用実態ならびに利用者の声を反映させるため、柔道用の畳面をA面、剣道場をB面として、複数団体の利用が可能となる形態での使用料の規定とするよう改めるものであります。なお、使用料の金額につきましては、規定の金額の2分の1に設定するとともに、新たに研修室について使用料の定めを行ったものでございます。

次に、議第77号、竜王町立幼稚園条例の一部を改正する条例につきましては、まず、第1条中の「第77条の規定による」を「第22条に規定する保育等を行うため、町立の」に改めたことについてであります。このことにつきましては、平成20年4月1日より施行されました学校教育法の改正において幼稚園の重要性がうたわれたことを受け、第22条に記されているところの幼稚園の目的も、第77条に記されていた以前と比べ、幼稚園が義務教育およびその後の教育の基礎を培うものであると新たに目的に記されたことを受けての改正であります。

このように幼稚園の目的や内容・役割が時代とともに変化してきていることを受け、また、本町におきましても預かり保育をこれから本格実施していくことから、条文に「規定する保育等を行うため、町立の」という文言を加えたところであります。

なお、第77条を第22条に変更いたしますのは、平成20年4月1日の学校教育法の改正の際に本条例との整合を図るにいたっておらず、現段階としては法改正に伴う条ズレが生じていることから、今回、併せて改正するものでございます。

続きまして、第3条を第5条として、新たに第3条・第4条の2条を加えたことについてでございますが、このことにつきましては、2年間の試行を踏まえ、今回、先に申し上げました預かり保育を新たに制度化することに基づくものであります。

ご高承のとおり、預かり保育は「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」であるところから、従来の正規の時間である幼稚園保育料とその徴収においては区別する必要がございます。そのことから、第3条として正規の時間の幼稚園保育料に関する規定を加え、同時に、第4条に預かり保育料に関する規定を加えたところであります。

次に、議第78号、竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして

は、公の施設等の使用料および幼稚園保育料を総合的な判断のもとで見直しを行います中、利用実態等を踏まえつつ、負担の公平性の観点により、学校施設使用、幼稚園につきましても、本条例の一部を改正させていただくものであります。

改正の主な内容といたしましては、学校施設使用については、他の類似施設と均衡を図るべく、1時間当たりの使用料として見直しを行いますとともに、18歳以下は無料に、障がい者および65歳以上を2分の1に使用料の規定を改めさせていただきます。

次に、通学自動車使用料における片道の場合の600円を廃止することにつきましては、幼稚園の預かり保育について制度化するこの時期に合わせて、受益者負担の公平性を鑑みた結果であります。通学バスは距離の遠近や回数によるものではないことから、利用者に対して一律月額1,200円をご負担いただくこととさせていただくものであります。

次に、幼稚園保育料の見直しについてであります。このことにつきましては、育児支援の重要性に鑑み、幼児を持つ保護者の経済的負担に配慮し、平成7年度より今日まで据え置きの措置をとっていたところであります。そのことから、現在、地方交付税算定額や近隣市町の幼稚園保育料との開きが大きくなっていったという状況があります。

また、これらに加えて、最近の国の幼保一体化の動向に応じて、竜王町として2年間試行実施しておりました預かり保育を来年度より本格実施し、今まで以上に幼稚園教育の充実を図るという観点から、今までの月額4,800円×11ヶ月について、年額6万円に改めさせていただくものであります。同時に、試行的預かり保育を本格実施していくうえで、使用料徴収条例においても預かり保育料について規定したところでございます。

次に、議第79号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例等の一部を改正する条例につきましては、妹背の里等公の施設の使用料について見直しを行うものでございます。

公の施設の使用料につきましては、その減免の取り扱いについて竜王町行政改革大綱や竜王町行政改革集中改革プランに受益者負担の視点に立ち減免の取り扱いを見直すこととされており、一部使用料の見直しに取り組んできたところでございます。しかし、減免規則により町内の利用についてはそのほとんどが減免措置されている実態がございまして。一昨年秋以降のリーマンショックの影響による世界経済の停滞を受けて、本町の財政状況も法人税収の減収により厳しさが増

したことを契機として、昨年度より財政の健全化に取り組み、その中で使用料の減免見直しについても取り組んでいく旨、住民皆様にご説明申し上げ、ご理解をお願いしたところでございます。

議第75号でご提案申し上げましたとおり、今般、公民館がコンバージョンにより機能が大きく変わり、公民館の使用料も見直しがされますことに伴い、町の公の施設の使用料について、規則による減免措置を見直し、施設利用者に利用の対価として等しくご負担をお願いすることを基本としつつ、利用実態等を踏まえ各施設の使用料の取り扱いを整合のあるものとするため、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例、竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例、および竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の主な内容といたしましては、雪野山史跡広場「妹背の里」および農村環境改善センターについては、町内居住者で18歳以下の者、65歳以上の者および障がい者の使用料を半額とし、介護予防拠点施設および農村運動広場については、町内居住者で18歳以下の者は使用料を無料とし、65歳以上の者および障がい者の使用料を半額とするものでございます。

次に、議第80号、竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例につきましては、本町における心身の発達に支援を要する子などへの支援は、早期発見・早期支援の実施により障がいを有する児童の健全な発達が期待でき、障がいの重症化をかなりの確率で防ぐことができますことから、保健・教育・福祉・医療・就労等において互いに連携しながら、その発達段階・年齢・生活状況および社会環境に応じた必要な支援を、一環して継続的かつ総合的に提供する仕組みをつくってきました。

平成20年度には、関係機関や関係分野との連携を強めるべく町長部局に発達支援室を設け、関係機関への業務支援や町内外の関係機関との連絡調整を中心に業務を行っており、これによりまして、保健・福祉・教育の連携が強まり、早期発見・早期支援のシステムが充実したと考えております。

早期支援により社会不適應が予防でき、あるいは社会適應が向上してきていますが、青年期においても継続的な支援が必要なケースは少なからずあり、今後の支援の充実に向けた課題となっています。今回、従来からの早期発見・早期支援の取り組みを堅持しつつ、現在実施されている学務課による相談支援事業と一体

化することにより、さまざまな課題を有する児童等の相談や青年期以降の支援の充実を図るため、「竜王町ふれあい相談発達支援センター」を設置するものであります。

竜王町ふれあい相談発達支援センター設置条例の条文につきましては、第1条は設置目的を定めており、ただいま申し上げました内容であります。

第2条は、同センターの名称および位置を定めております。名称は、「竜王町ふれあい相談発達支援センター」とし、位置は、竜王町大字小口276番地1（竜王町公民館）として規定しております。

第3条は、同センターの職員について規定しており、発達支援センター所長とその他専門職員を置くこととします。

その他、第4条において規則委任の規定を設けております。この条例は、平成23年4月1日から施行したいものであります。

次に、議第81号、竜王町老人憩の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例につきましては、まず、この条例を設置した経過から申し上げます。

竜王町老人憩の家は、昭和50年に工業再配置促進費補助金を活用し、「老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康増進を図ること」を目的に建設いたし、それに伴いまして条例を制定したものでございます。

以降、老人の日常での活動の場として、また近年は、施設の一部を老人クラブ連合会が借用のうえ、事務局あるいは役員会議等として活用されるなど、老人の活動の拠点的な役割を果たしてまいりましたが、近年の利用実態を省みますと、他の公共的施設の活用により利用団体ならびに利用回数・利用者も年々減少しております。また、建設以降約34年が経過し、施設のバリアフリー化の課題や湯茶室・便所など老朽化、下水道の浄化槽施設の管理等の課題について、費用対効果の面も考慮する中で、改修ならびに廃止について協議・検討を行ってまいりました。

今般、公民館コンバージョン事業の実施に伴い、公民館の1階の位置づけのひとつに「団塊世代への取り組みが求められる中、老人会と連携し高齢者対象の事業展開を行う拠点」とすることや、今日的課題である高齢者施策の充実を図る観点から、老人クラブ連合会事務局も公民館増改築工事終了後には公民館に移転をされることになっております。また、老人憩の家の貸館に係っては、周辺には勤労福祉会館や農村女性の家があり、また、公民館の増改築工事が終了しますこと

から、これらの施設が代替機能を十分に担えるものと考えます。

このような状況で、今後、庁舎の倉庫等として有効利用を図らせていただきたく、条例の廃止をさせていただくものでございます。

次に、議第82号、竜王町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町老人憩の家<sup>（仮称）</sup>の設置および管理に関する条例を廃止することにより、第2条第1号「老人憩の家」の規定を削除するものでございます。

次に、議第83号、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が48億9,400万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億300万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、障害福祉サービスの実績見込みに伴う自立支援給付費および補装具扶助費等の増額、過年度の障害福祉関係国庫負担金等の確定に係る返還金、国における高齢者福祉施設に対する消防設備整備補助基準改正に伴う高齢者福祉施設等整備事業補助金、町高齢者保健福祉計画の平成23年度策定に向けた日常生活圏域ニーズ調査業務委託料の追加、近江八幡市へ委託実施している子ども療育事業に係る経常経費分および設備整備に係る備品購入費分に対する本町負担見合い分の委託料、入所児童の増加に伴う保育所運営費負担金の増額、日本脳炎予防接種の接種率が高いことによる医療機関への委託料の増額、国第1次補正予算において盛り込まれた子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成および新型インフルエンザワクチンの接種助成対象者の基準改正による助成金等の追加、東近江行政組合消防負担金の確定に伴う増額、希望が丘地先における防火水槽整備に係る基本工事以外の工事に係る工事請負費、緊急雇用創出特別対策事業を活用した町内小中学校の学校図書館運営補助員の雇用に係る臨時職員賃金、任意による繰上償還の実施に係る償還元利金の追加についてお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、平成23年度での事業実施を円滑に行うため、県議会議員選挙ポスター掲示場リースおよび撤去業務、高齢者保健福祉計画策定業務、各種健診業務、平成23年度および平成24年度における公民館施設の管理業務などの追加をお願いするものでございます。

加えて、地方債補正につきましては、希望が丘地先での防火水槽設置工事に係

る起債限度額の変更および臨時財政対策債の借入可能額の確定に伴います起債限度額の変更でございます。

次に、議第84号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が9億9,480万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億585万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、平成23年度のレセプト電子化に伴う国保システム改修として182万7,000円、短期被保険者証郵送代として7万円の増額でございます。

また、医療費の増加に伴い、保険給付費の一般被保険者療養給付費が900万7,000円、平成21年度の特定健康診査等負担金の精算に伴う返還金として15万円のそれぞれ増額でございます。

歳入におきましては、保険給付費の財源となるものでございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金が322万3,000円、国庫補助金の財政調整交付金が110万円、県補助金の財政調整交付金が101万円のそれぞれ増額でございます。また、レセプト電子化に伴うシステム改修の財源といたしまして一般会計からの繰入金182万7,000円、その他の財源として繰越金が389万4,000円のそれぞれ増額でございます。

また、平成23年度に実施いたします各種健診業務を円滑に進めるための債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、議第85号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が、医科9,100万円、歯科5,400万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科278万6,000円、歯科61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,378万6,000円、歯科5,461万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、まず医科については、歳出におきまして、人事院勧告に伴います給料等の見直しによる一般職給料等について98万6,000円および医薬材料費の不足による180万円のそれぞれ増額でございます。

続いて、歯科については、歳出におきまして、人事院勧告に伴います給料等の見直しによる一般職給料等について58万円および燃料費の不足による3万円

のそれぞれ増額でございます。

歳入では、歳出の財源となるものでございますが、医科については繰越金が278万6,000円、歯科については繰越金が61万円、それぞれ増額でございます。

次に、議第86号、竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が6,400万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,383万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入では、各校園等の給食費負担金の実績見込みに基づく85万8,000円の減額、過年度に納付しております消費税の還付金9万6,000円の追加と併せて、歳出の財源といたしまして、繰越金59万9,000円の増額でございます。歳出におきましては、資材費における副食費について16万3,000円の減額でございます。

次に、議第87号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が6億5,017万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,979万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、薬師地先大型商業施設の公共下水道接続にかかる受益者分担金927万9,000円の増額、希望が丘地区における舗装本復旧その2工事および西川地先人孔築造工事に対する国第1次補正予算による水の安全・安心基盤整備補助金が700万円、これに対する下水道事業債が820万円のそれぞれ増額でございます。また、これに伴い一般会計からの繰入金の減額をさせていただくものでございます。

歳出につきましては、工事費等の減少に伴い発生する消費税が平成21年度決算を受けて納付額が確定したことによる不足分128万4,000円の増額、希望が丘地区における舗装本復旧その2工事および西川地先人孔築造工事に係る工事請負費1,400万円および400万円のそれぞれ増額等でございます。また、地方債につきまして、希望が丘地区における舗装本復旧その2工事および西川地先人孔築造工事に係る起債限度額の変更でございます。

次に議第88号、平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）に

つきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が5億7,323万3,000円でございます。今回総額に、歳入歳出それぞれ5,296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,619万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入におきましては、保険給付費に見合うルール分の負担として、国、県、支払基金などの公費負担分が3,527万7,000円、一般会計からの繰入金が683万1,000円および繰越金が1,603万4,000円のそれぞれ増額、介護給付費準備基金繰入金が518万1,000円の減額でございます。

歳出では、保険給付費といたしまして、実績見込みに基づき、居宅介護サービス給付費が3,000万円、居宅介護福祉用具購入費が22万円、居宅介護住宅改修費が110万円、居宅介護サービス計画給付費が533万円、地域密着型介護サービス給付費が1,500万円、介護予防住宅改修費が40万円のそれぞれ増額、地域支援事業費といたしまして、人事院勧告に伴います給料等の見直しにより、地域包括支援センター運営事業に係る一般職給料等について32万6,000円、配食サービス見守り事業委託料が58万5,000円の増額でございます。

次に、議第89号、平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、現在、第3条でお認めいただいております補正予算（第1号）までの収益的支出の予算額が3億1,382万円でございます。今回、収益的支出に33万5,000円を追加し、収益的支出を3億1,415万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、原水及び浄水費といたしまして水質検査の手数料を15万1,000円および塩素滅菌用の薬品費等といたしまして11万2,000円の増額、総係費といたしまして人事院勧告に伴います給料等の見直しによる一般職給料等について12万7,000円の減額、山中地先における配水池の耐震化等に係る国庫補助事業の実施に伴う滋賀県水道協会一時負担金に係る会費負担金について19万9,000円を増額するものでございます。

また、一般職給料等の補正に伴い、第7条で定めております議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を改正させていただくものです。

以上、議第74号から議第89号までの16議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第83号につきましては、詳細について担当課

長より説明させますので、よろしくご審議を賜わり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長から、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、今年度普通交付税の算定において交付団体となったことによる普通交付税が6,270万3,000円、国庫支出金として実績見込みに基づく障害者自立支援給付費現年度負担金が770万円の増額、同じく実績見込みに基づく県負担金が385万円の増額、入所児童増加に伴う保育所運営費に対する国負担金が339万7,000円、県負担金が169万8,000円のそれぞれ増額、国の制度改正に伴う老人福祉施設の消防設備整備補助に係る地域介護・福祉空間整備交付金が323万5,000円、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種緊急促進臨時特例交付金が402万円、経営体育成条件整備事業補助金が128万5,000円、緊急雇用創出特別推進事業を活用した町内小中学校図書館運営補助員の設置に係る図書館管理運営費補助金が154万5,000円、県議会議員選挙費委託金が201万4,000円、河川愛護事業委託金が150万円、防災対策事業債が340万円、臨時財政対策債が6,626万5,000円、前年度繰越金が4,602万円の増額などがございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、障害者自立支援法に基づく自立支援給付費および補装具扶助費の実績見込みにより扶助費が1,300万円および240万円のそれぞれ増額、精算により同過年度負担金が292万8,000円の増額、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）における平成23年度のレセプト電子化に伴う国保システム改修に係る経費補てんのための国保特別会計（事業勘定）繰出金が182万7,000円の増額、国において高齢者福祉施設における消防設備整備補助基準が改正されたことによるグループホーム希望の家綾戸への補助金が323万5,000円、町高齢者保健福祉計画の平成23年度策定に向けた日常生活圏域におけるニーズ調査業務の実施に係る委託料が200万円のそれぞれ追加、介護保険特別会計における介護給付費および地域支援事業費に対する一般会計負担分としての介護保険特別会計繰出金が683万1,000

円の増額、近江八幡市へ委託し実施しております子ども療育事業について、これに係る経常経費分および設備整備に係る備品購入費分に対する本町負担見合い分となる委託料が167万円の増額、入所児童増加に伴う保育所運営費に対する負担金が509万8,000円の増額、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成金を含む予防接種事業が1,201万8,000円の増額、認定農業者や集落営農組織が意欲ある地域農業の担い手となり、農業経営の改善や発展を目的として行う施設整備にかかる経営体育成条件整備事業補助金が128万5,000円、河川愛護作業補助金が150万円の増額、下水道事業特別会計での受益者負担金の歳入増に伴い財源を振り替えることによる一般会計からの下水道事業特別会計繰出金公共下水道事業分が476万8,000円の減額、負担金額の確定による東近江行政組合消防負担金が229万2,000円の増額、同じく支弁金額の確定による高速自動車国道救急業務支弁金が296万9,000円の減額、防火水槽維持管理事業として防火水槽の漏水修繕費用が88万2,000円、防災基盤整備事業として希望が丘地先での防火水槽整備に係る基本工事以外の工事に係る工事請負費450万2,000円のそれぞれ増額、小学校教科書改訂に伴う竜王小学校・竜王西小学校および各ことばの教室における指導用・教科用図書等の整備について479万円の増額、緊急雇用創出特別対策事業を活用した町立図書館を拠点とする町内小中学校の学校図書館運営補助員の雇用に係る臨時職員賃金が154万5,000円の増額、地方債残高の縮減に向けた任意繰上償還の実施に係る償還元利金1億4,016万円の追加、その他人事院勧告による職員給与等の改正による人件費補正についてお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正につきましては、平成23年度での事業実施を円滑に行うため、県議会議員選挙ポスター掲示場リースおよび撤去業務、高齢者保健福祉計画策定業務、各種健診業務、平成23年度および平成24年度における公民館施設の管理業務などの追加をお願いするものでございます。

加えて、地方債補正につきましては、希望が丘地先での防火水槽設置工事に係る起債限度額の変更および臨時財政対策債の借入可能額の確定に伴います起債限度額の変更でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜わり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで午後２時３０分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後２時１８分

再開 午後２時３０分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後２時３１分